

消防用設備等の課題への対応について

令和元年 5月15日
消防庁予防課

1 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲の 拡大に向けた検討

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲の拡大について

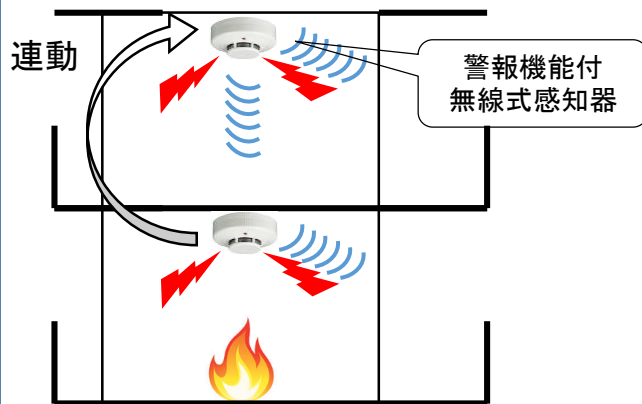
共同住宅の一部を民泊として利用する場合などの既存ストック活用の拡大等を踏まえ、無線式で簡便な工事で設置可能な「特定小規模施設用自動火災報知設備」について、より広い建物において設置することができるよう、機器開発の可否や必要な性能の整理等を行いつつ、新基準を検討する。

現行基準

- 警報機能付感知器のみにより構成され、火災時は無線により連動して、鳴動。
- 300㎡未満、2階建て以下の建物等に設置可能。
(用途は(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)、(6)項ロ及びハ※のみ)

※ 利用者を宿泊等させるものに限る。

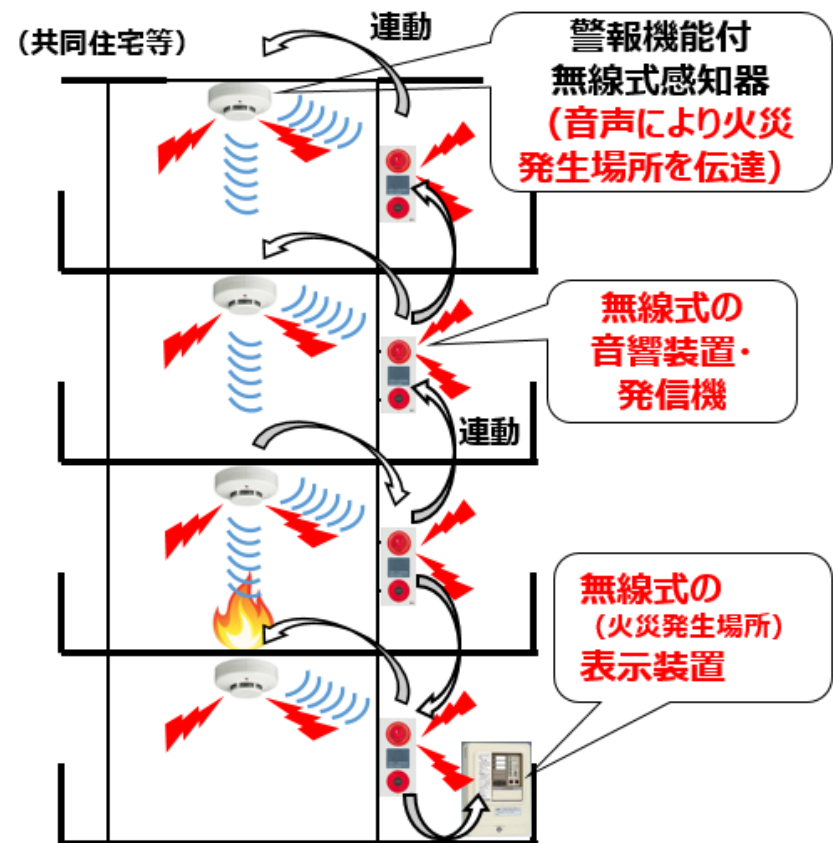
(戸建て住宅又は共同住宅)



面積・階数の拡大

新基準案(イメージ)

- 規模が大きくなることにより求められる性能について、警報機能付感知器の機能向上や無線式の簡易な表示装置・発信機・音響装置などの機器の追加により確保。
- 3階建て以上でも500㎡未満の建物であれば設置可能とする。
※500㎡未満で設置が必要となる全ての用途に設置可能とする。



<通常の自動火災報知設備との相違点と考え方>

- ・受信機がなく、火災発生場所を表示することができない。
→規模が小さいため、火災発生場所の特定が容易であり不要。
- ・発信機がなく、感知器が作動する前に火災を発見した者が操作して、建物全体に火災の発生を知らせることができない。
→規模が小さいため、建物全体に知らせることが容易であり不要。等

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲の拡大について

これまでは自動火災報知設備の設置基準が強化された用途にのみ代替設備として設置が認められていたが、民泊などの既存ストック活用の拡大等を踏まえ、原則としてルートAと同等の性能を確保することで「警戒区域が2以上」、「延べ面積が300㎡以上」、「特定一階段等防火対象物」となる場合でも全ての用途に設置可能とする。

【特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物】

延べ面積	警戒区域一のみ	警戒区域 2以上
300㎡ 未満	2項二等※1・16項イ(2項二等※1を含むものに限る。)	同左※3
	上欄以外の用途	
	特定一階段等防火対象物	
	小規模特定用途複合防火対象物※2	
300㎡ 以上 500㎡ 未満	延べ面積500㎡未満の16項イのうち 5項イ(300㎡未満)・5項ロのみで構成されるもの	同左※3
	上欄以外の用途	
	特定一階段等防火対象物	
	小規模特定用途複合防火対象物※2	
500㎡ 以上	小規模特定用途複合防火対象物※2	

 : 現行基準で設置可能な対象物

 : 今後の検討対象とする対象物

 : 無窓階などの要件により設置義務が生じる対象物

 : 避難に時間を要し、逃げ遅れの高リスクが高いためこれまで設置が認められていなかった対象物

➤ これまで2項二等の無窓階にも設置されており、知見の蓄積から他の用途でも設置可能とする。

➤ 原則として、ルートAと同等の性能を確保することで設置可能とする。

※1 2項ニ(カラオケボックス等)、5項イ(ホテル旅館等)、6項イ(1)～(3)(病院・有床診療所)、6項ロ・ハ(有料老人ホーム等)

※2 2項二等に供される部分にのみ自動火災報知設備の設置義務が生じるものに限る。

※3 現行基準においても、受信機を設ける場合には警戒区域が2以上の防火対象物に設置できるが、その場合の機器構成はルートAの自動火災報知設備と同様(感知器が一部免除。)であるため、本表では受信機を設けない方式について整理する。

自動火災報知設備に求める性能基準の比較

- 「火災感知」「手動起動」「報知」「場所の特定」について、求められる性能基準を区分ごとに比較する。
- 新基準案の方向性としては、無線式で、できる限り簡易に設置できるということを前提に、原則として、ルートAの自動火災報知設備に求める基準を踏襲しつつ、延べ面積500㎡未満という規模を勘案して、求める基準を検討する。
- なお、当該検討の過程において、現行の特小自火報の基準についても見直すべき点がないか併せて整理する。

(参考)

設置対象拡大範囲に対する検討(赤点線枠)

現行の設置対象範囲に対する検討(青点線枠)

	特小自火報(現行)			特小自火報(新基準案イメージ)						自動火災報知設備 (ルートA)
	警戒区域1のみ※1			警戒区域1のみ					警戒区域 2以上	
	300㎡未満	小規模特定用途複合防火対象物	300㎡以上500㎡未満※2	300㎡未満	小規模特定用途複合防火対象物	300㎡以上500㎡未満 (特定用途300㎡未満の16項イ)	300㎡以上500㎡未満 (左欄以外)	特定一階段等防火対象物	500㎡未満	
火災感知 (感知器設置場所)	居室等※3※4		居室等※3＋ 階段・廊下等※5	居室等※3※4		居室等※3＋ 階段・廊下等※5	全ての部分※6			全ての部分※6
手動起動 (発信機)	不要 (警戒区域が一のため)			不要 (警戒区域が一のため)			各階ごとに 発信機を設置			各階ごとに発信機を設置 (警戒区域一で350㎡未満の場合は不要)
報知 (鳴動範囲)	規定なし (警報機能付感知器により 警報を発する)			規定なし (警報機能付感知器 により警報を発する)		警報機能付感知器の音圧レベルを考慮した距離以内 or 地区音響装置から25m以内				地区音響装置から 25m以内 (警戒区域一で350㎡未満 の場合は主音響のみ)
報知 (一斉鳴動 開始時間)	規定なし (小規模な建物を対象としているため、 短時間で伝達が可能)			60秒以内 (警報機能付感知器等の機器の性能として担保)						規定なし (ほぼ遅延無く鳴動) (蓄積時間最大60秒)
報知 (再鳴動機能)	再鳴動機能なし (作動感知器以外の感知器を停止すると、 作動感知器以外の全ての感知器が停止)			再鳴動機能※7あり (警報機能付感知器等の機器の性能として担保)						再鳴動機能あり (受信機の性能として 担保)
出火場所の 特定	規模が小さく容易に特定できるため 不要			規模が小さく容易に特定できるため不要					出火場所を 「音声で報知」or 「表示器等で表示」	受信機を 防災センター等に設置 (集中管理)

※1: 現行基準においても、受信機を設ける場合には警戒区域が2以上の防火対象物に設置できるが、その場合の機器構成はルートAの自動火災報知設備と同様であるため、本表では受信機を設けない方式について整理する。

※2: 5項イ(300㎡未満)と5項ロのみで構成される16項イに限る。

※3: 居室、2㎡以上の収納・倉庫、機械室その他これらに類する室

※4: 2項ニに供される部分は階段・廊下等にも設置が必要

※5: 階段、廊下、EVシャフト、PS・DS

※6: 感知器の設置を要しない部分(外気開放部分や一定の天井裏、特例免除される10m以下の廊下、浴室・トイレ、1㎡未満の収納・PSなど)を除く全ての部分

※7: 再鳴動機能とは、作動した感知器から火災信号が継続して送られていれば、音響を停止したとしても再度一定時間以内に自動的に鳴動する機能をいう。

特定小規模施設用自動火災報知設備の新基準の設置イメージ

<出火階を音声警報により報知するパターン>

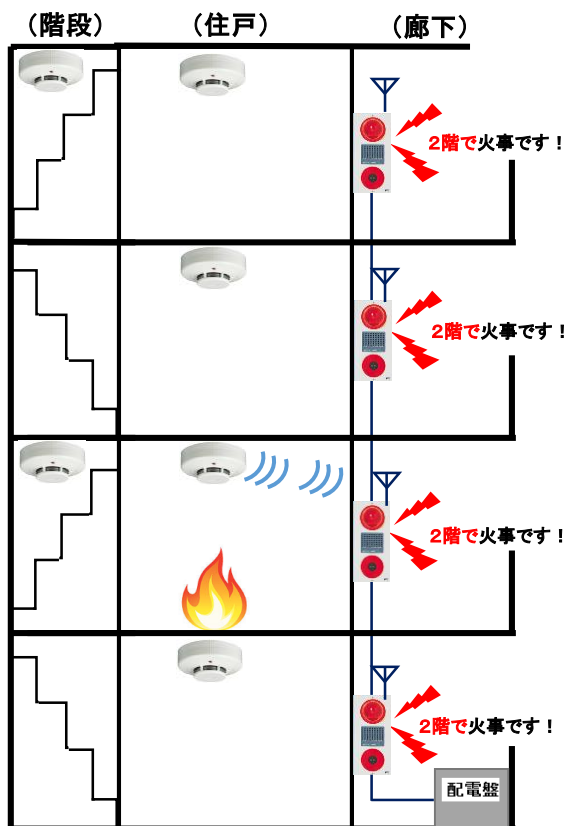
【パターン ①-A】

- 出火場所特定: 警報機能付感知器
- 警報: 警報機能付感知器
- 方式: 無線
- 電源: 電池



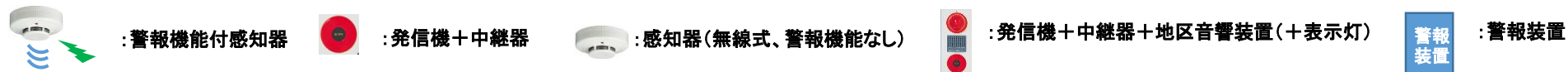
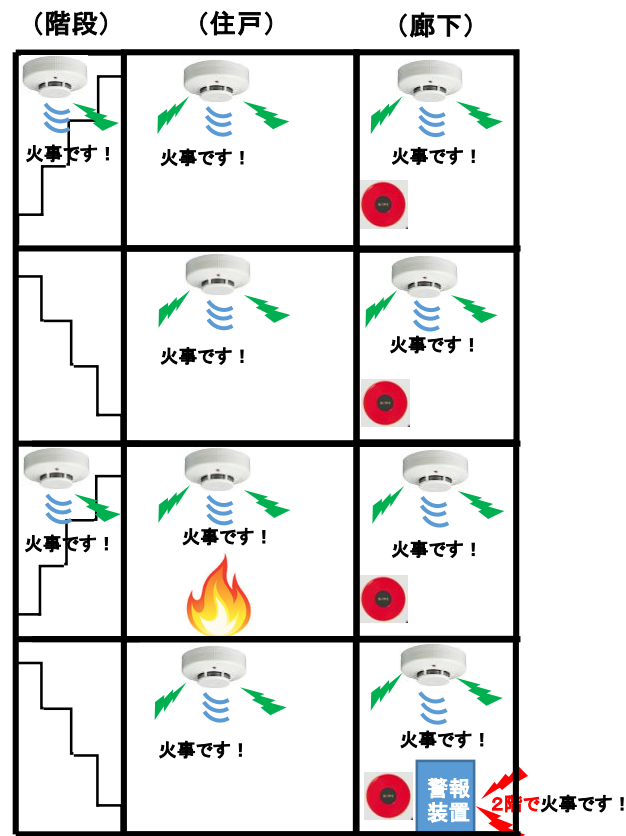
【パターン ①-B】

- 出火場所特定: 地区音響装置
- 警報: 地区音響装置
- 方式: 一部有線(感知器無線)
- 電源: 感知器以外は電源盤から



【パターン ①-C】

- 出火場所特定: 警報装置
- 警報: 警報機能付感知器
- 方式: 無線
- 電源: 電池



特定小規模施設用自動火災報知設備の新基準の設置イメージ

<出火階を表示するパターン>

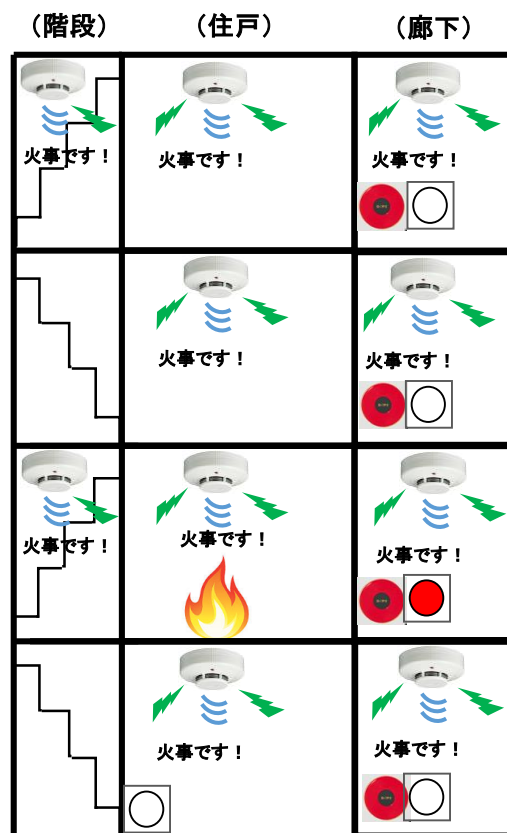
【パターン ②-A】

- 出火場所特定 : 表示器
- 警報 : 警報機能付感知器
- 方式 : 無線
- 電源 : 電池



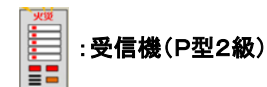
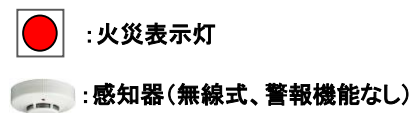
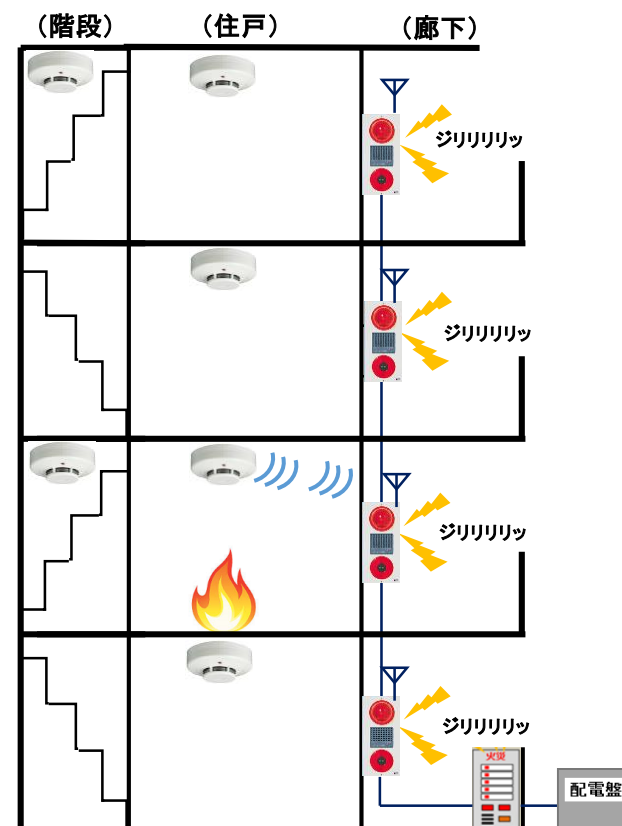
【パターン ②-B】

- 出火場所特定 : 各階の火災表示灯
- 警報 : 警報機能付感知器
- 方式 : 無線
- 電源 : 電池



【パターン ③】

- 火災場所特定 : 受信機
- 警報 : 地区音響装置
- 方式 : 一部有線(感知器無線)
- 電源 : 感知器以外は電源盤から



主な検討課題

- 3階建て以上の防火対象物や300㎡以上の防火対象物に設置範囲を拡大した場合、「無線の伝達ができないこと」や「無線の伝達に時間を要し避難が遅れること」等に留意する必要があるのではないか。
- これまで特定一階段等防火対象物※には特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が認められていなかったため、今回、当該防火対象物にまで設置範囲を拡大するのであれば、十分に安全性の検討を実施するべきではないか。
※ 特定一階段等防火対象物とは、（５）項イを含む特定用途が3階以上の階又は地階に存する防火対象物で、直通階段が一しか設けられていないもの（当該直通階段が屋外階段等であるものは除く。）をいう。
- 共同住宅の場合、作動した感知器が設置されている住戸内に入ることができない場合が想定されることから、再鳴動機能については、住戸外から鳴動を完全に停止できる機器を設ける等、火災に対する安全性の側面だけでなく、非火災報対策という側面にも配慮する必要があるのではないか。
- 一斉鳴動開始時間の設定や再鳴動機能などについては、現状でも設置が認められている範囲の防火対象物（300㎡未満など）に設置する場合でも必要（新たな性能を付加する）とされているが、その場合、現行機器との互換性がなくなり、既設機器の交換対応ができなくなってしまうなどの問題が生じるため、それらの防火対象物に設置するものは現行基準のままとするべきではないか。
- 消防隊が現着するまでに警報機能付感知器や表示装置の電池が切れてしまった場合、火災発生場所を確認できないおそれがあるため、消防隊が何らかの方法で出火場所を確認する方法を確保することが望ましい。
- 全てを無線式とするパターンや無線伝達が難しい部分や共用部分を有線式とするパターン等、建物個々の無線環境に応じた対応ができるよう、様々なパターンがあった方がよいのではないか。

(参考) 自動火災報知設備の設置基準等

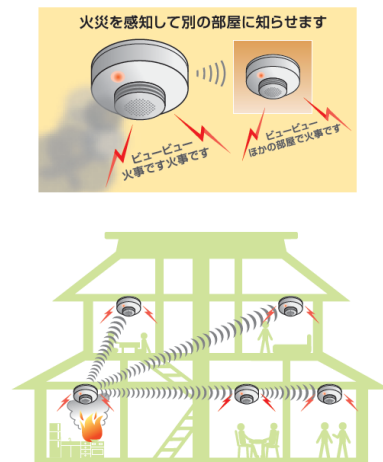
平成24年の広島県福山市のホテル火災等を受け、就寝を伴う施設(旅館・ホテル、有床診療所等)には面積にかかわらず自動火災報知設備の設置を義務付けた。また、これらの施設のうち小規模なものには、簡便に設置が可能な特定小規模施設用自動火災報知設備を設置可能とした。

【就寝を伴う施設における自動火災報知設備の設置基準の改正】(平成27年4月1日施行、経過措置期限:平成30年3月31日)

用途	令別表第1区分	H26.3.31以前	H27.4.1以降
旅館・ホテル・宿泊所	(5)項イ	延べ面積300㎡以上	全て
病院・有床診療所	(6)項イ(1)-(3)	延べ面積300㎡以上	全て
特別養護老人ホーム等	(6)項ロ	全て	全て
有料老人ホーム等(避難が困難な要介護者を主として入居させるもの以外のもの)	(6)項ハ ※入居・宿泊させるものに限る	延べ面積300㎡以上	全て

【特定小規模施設用自動火災報知設備】

(小規模な民泊等で設置可能なもの)

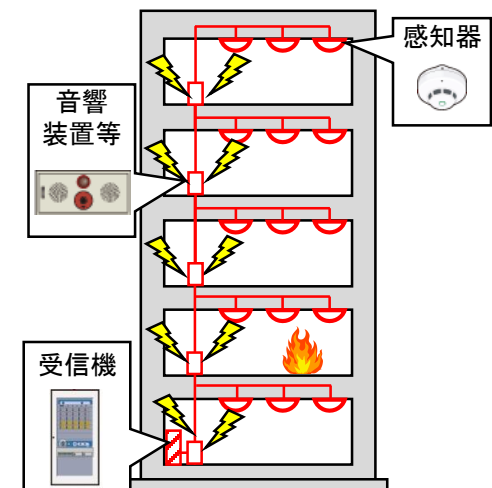


<概要・特徴>

- 連動して警報音を発する無線式感知器のみで構成。
- 電池式、かつ、無線式のため、配線工事が不要で簡便に設置が可能。

【一般的な自動火災報知設備】

(500㎡以上の共同住宅等に設置されるもの)



2 特殊消火設備の設置基準等に係る検討

特殊消火設備の設置基準等に係る検討

背景

近年、新技術を用いた特殊消火設備が開発され、消防法第17条第3項に基づく特殊消防用設備等として大臣認定を受けている。また、泡消火薬剤に含有しているフッ素化合物が環境面から国際的に規制され、今後、国内においても製造・輸出入・使用等が制限される可能性がある。

技術開発の状況

(消防法第17条第3項における特殊消防用設備等の認定)

・閉鎖型水噴霧消火設備

自走式駐車場に設置されている泡消火設備に代えて設置する特殊消防用設備等であり、泡消火薬剤を使用せず、水を噴霧状に放出して燃焼物を覆うことで、冷却効果と窒息作用により消火するもの。

(認定実績:7件)

・放出時間を延長した窒素ガス消火設備

機械式駐車場、電気室や通信機器室に設置されている窒素ガスを放出する不活性ガス消火設備に代えて設置する特殊消防用設備等であり、放出時間を1分から2分とすることにより、放出時の圧力を抑え、配管や避圧措置のコストの削減が期待できるもの。

(認定実績:6件)

環境規制の動向

(ストックホルム条約を踏まえた化審法※規制)

※化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

＜平成21年～平成22年＞

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条 約)において、泡消火薬剤の一部の製品に使用されているPFOS又はその塩を規制の対象物質に指定。これを受け、国内では化審法において第一種特定化学物質として指定され、製造・輸入が事実上禁止。また、点検や訓練時の回収等の取扱いも規制。

→消防法令では、泡消火設備の点検基準の改正を実施。

＜最近の動き＞

平成31年5月のCOP9(POPs条約の締約国会合)において、泡消火薬剤の一部の製品に使用されているPFOAとその塩及びPFOA関連物質を規制の対象物質に指定。これを受け、国内における法規制等が行われる見込み。

今後、泡消火薬剤に使用されている他のフッ化化合物を含有する物質についても規制が拡大していく可能性あり。

検討内容

・自走式駐車場に設置されている泡消火設備

・機械式駐車場、電気設備が設置されている部分、通信機器室に設置されている不活性ガス消火設備
(窒素ガスを放出するもの)

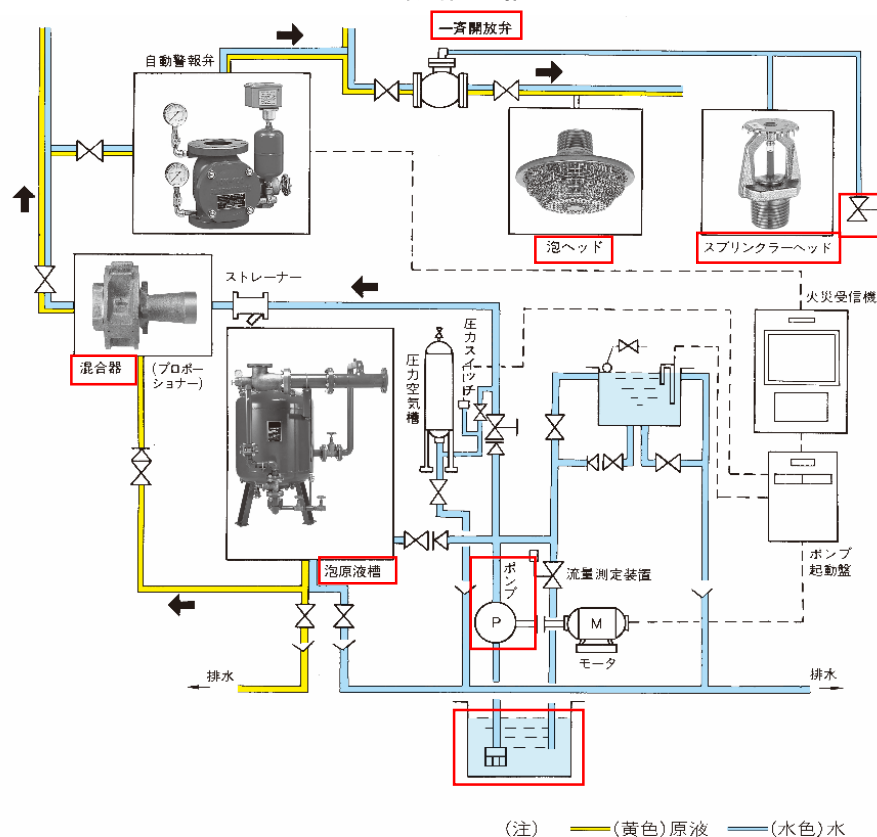
これらの消火設備について、求められる性能を整理した上で、新たな設置基準等を検討。

（参考）特殊消火設備の現行基準

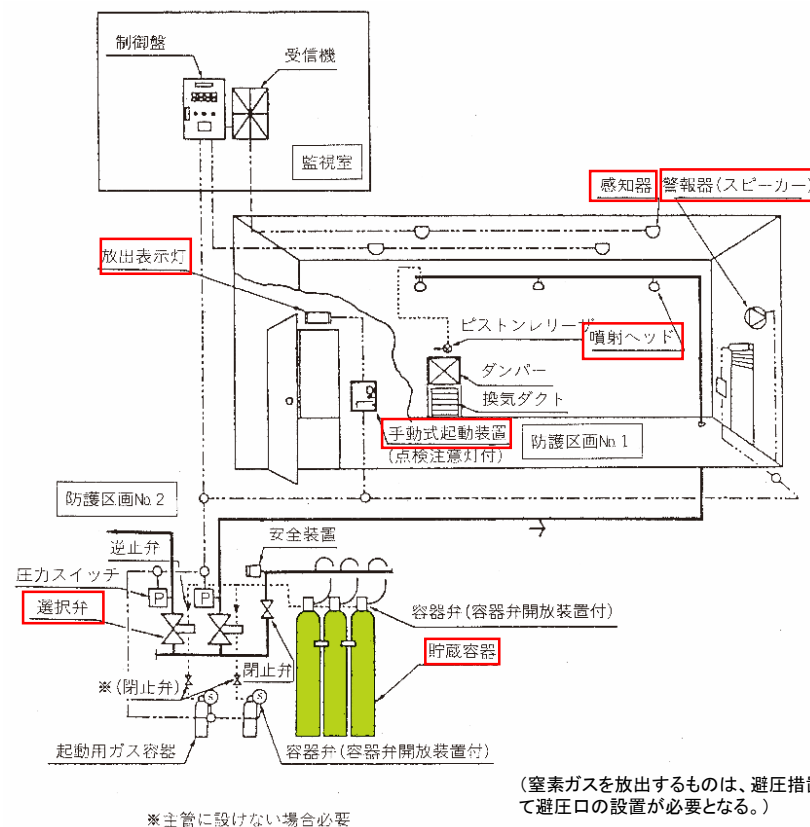
特殊消火設備とは、水による消火方法では効果が少ない又はかえって火災による被害を拡大させるおそれのある場所に設置される消火設備であり、代表的なものとして泡消火薬剤や不活性ガス等を放射するものがある。

	主な消火原理	主な特徴	主な設置場所
泡消火設備	窒息効果 冷却効果	・ガソリンのような引火性液体の表面を泡で覆うことで消火。 ・泡薬剤貯蔵タンクや泡の混合装置等が必要となり、スプリンクラー設備よりも構成機器が多い。 ・検査、点検、誤放出の際、発泡した薬剤の処理が必要。	自走式駐車場 危険物施設
不活性ガス 消火設備	窒息効果	・空気中の酸素濃度を低下させ燃焼を停止させるので、ガス放出後も水損及び感電危険性が少ない。 ・原則として、ガス放出時に区画の開口部を閉鎖し、区画内が高圧にならないように避圧措置が必要。 ・区画内に人がいると危険であるため、安全に避難させるための対策(警報等)が必要。	機械式駐車場 電気室や通信機器室 等

泡消火設備の構成



不活性ガス消火設備の構成



特殊消火設備の設置基準等に係る検討

スケジュール(案)

2019.7
第1回検討部会

2019.10
第2回検討部会

2020.2
第3回検討部会

2020年度
継続検討

- 現状の把握
- 検討項目、進め方の確認
- 論点洗い出し

- 想定される火災の整理
- 求められる消火性能の整理
- 検証実験やシミュレーションの検討

- 検証実験の結果報告
- 報告書(案)の中間報告

検討委員(案)

学識者(3～4名程度)

- ・燃焼学の専門家
- ・化学物質に係る安全対策の専門家
- ・自動車火災の専門家
- ・火災性状、性能設計の専門家

関係団体(3～4名程度)

- ・(一社)消火装置工業会
- ・(一財)日本消防設備安全センター
- ・日本消防検定協会
- ・駐車場関係団体

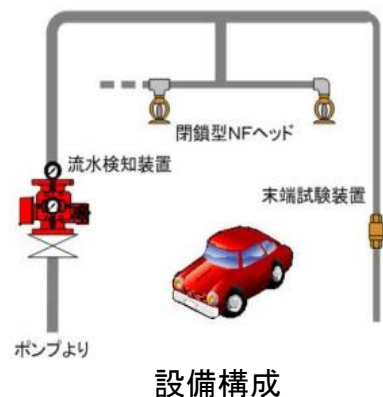
消防関係者(3～4名)

- ・消防本部(予防担当課)
- ・消防庁消防研究センター

閉鎖型水噴霧消火設備

・設備の特徴

設備の構成はスプリンクラー設備と同様であるが、より高い放水圧力と放水量で最適な散水パターンを得られるヘッドを開発することで、効果的に火災抑制効果を得られるように工夫をしている。また、泡消火薬剤を使用しないため環境にやさしく、維持管理が容易となる。



・性能確認の概要

- ①火災抑制性能比較実験
- ②隣接車両への延焼防止性能確認
- ③機械駐車における延焼防止性能確認実験
- ④高天井部分における延焼防止性能確認実験

車両火災モデルにおける各種実験の結果、個々の防火対象物において泡消火設備や水噴霧消火設備と同等以上の性能を有することが確認された。



放水開始



火災抑制状況

放出時間を延長した窒素ガス消火設備

・設備の特徴

通信機器室や電気室、機械式駐車場に多く設置されている窒素を放出する不活性ガス消火設備は、酸素濃度を低下させ窒息効果を利用した消火設備である。窒素の放出時間は、必要消火剤量の90%以上の量を1分以内に放出することが定められているほか、放出時に室内が高圧になるため避圧口を必要とする。

このシステムは窒素の放出時間を2分に延長したとしても、防護区画を耐火構造の壁等で区画すること等により防火安全性を高めるなどの工夫をしている。

・性能確認の概要

普通火災、油火災、電気火災を想定した性能確認実験において、次の項目の性能を検証した。

- ①消火時間
- ②区画内温度
- ③燃焼生成物(一酸化炭素)

放出時間が2分に延長されたことにより、消火までの時間が長くなるが、個々の防火対象物において通常の放出時間で消火した場合と同等の消火性能を有することが確認された。

	①消火時間		②区画内温度		③燃焼生成物	
	1分	2分	1分	2分	1分	2分
普通火災	25秒	43秒	68℃	68℃	20ppm	25ppm
油火災	56秒	94秒	31℃	40℃	21ppm	17ppm
電気火災	39秒	62秒	47℃	47℃	290ppm	302ppm

3 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討

消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討について

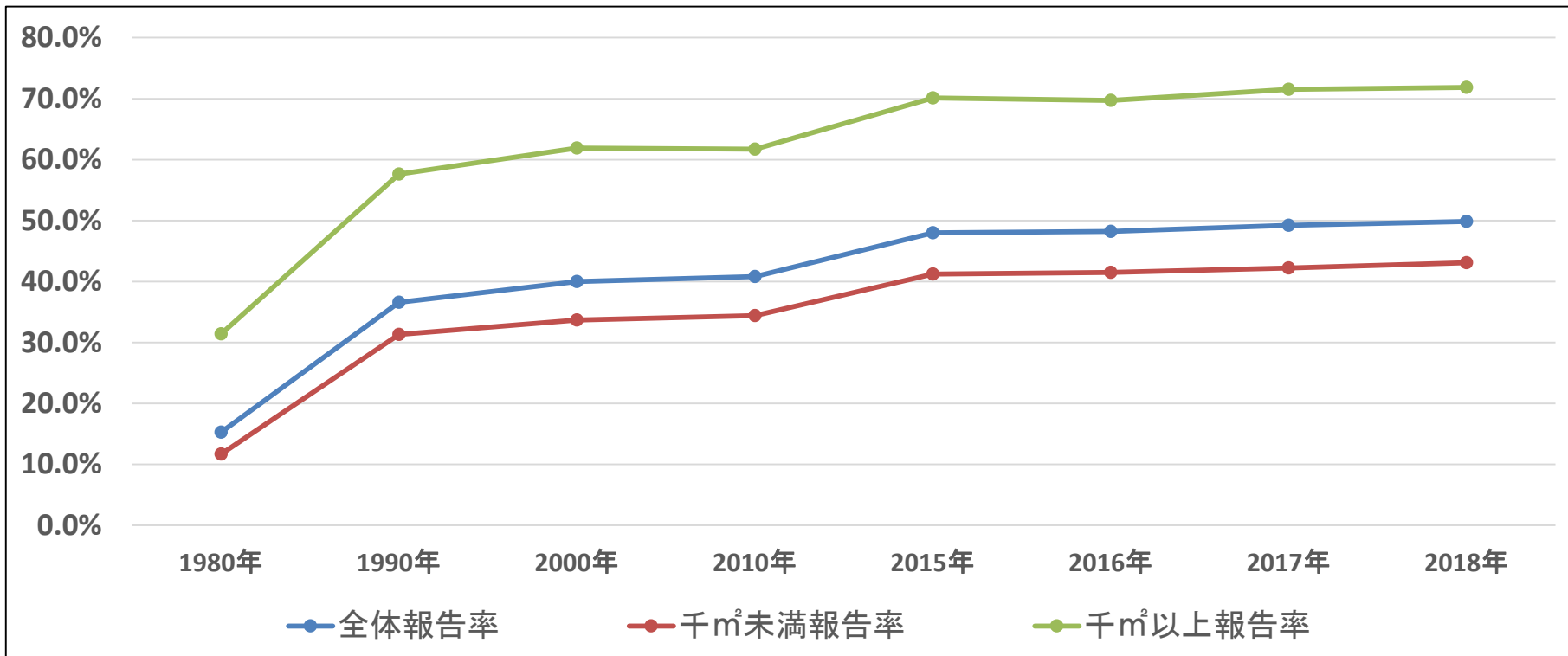
消防用設備等点検報告制度が抱える種々の課題を検討することを目的として、平成27年7月より「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を開催し、検討を行っているところ。

これまでの日程と各回における主な議題、消防庁の対応は以下のとおり。

開催月	主な検討内容	検討結果を踏まえた消防庁の対応
第1回 平成27年7月	点検報告制度や点検報告率等の現状の整理	
第2回 平成28年3月	点検報告率の高い消防本部等への情報収集、救助袋劣化事案への対応	・避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について(H28.3消防予99号)を発出
第3回 平成28年10月	点検報告率が大きく上昇した消防本部の事例紹介、誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直し、自家発電設備の負荷運転に関する現状の整理	・ <u>消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について</u> (H28.12.20消防予第382号)を発出 ・ <u>誘導灯に係る点検要領の通知改正</u> (H29.3消防予80号)
第4回 平成30年9月	小規模施設に対する点検報告の促進方策、自家発電設備の点検方法に関する改善策	
第5回 平成30年2月	自家発電設備の点検方法に関する改善策、消火器の点検アプリ、リーフレット	・消火器点検アプリの試行運用開始、リーフレット配布(H30.4) ・自家発電設備に係る点検基準等の告示改正(H30.6公布)
第6回 平成30年12月	消火器点検アプリの使用状況調査、点検報告様式・点検報告方法の見直し	
第7回 平成31年1月 (書面会議)	点検報告様式の見直し	
第8回 平成31年3月	点検報告様式の見直し、消火器点検アプリの改修、郵送による点検報告の推進	・点検報告書及び点検票の様式の告示改正(H31.4公布) ・ <u>消火器点検アプリの本格運用開始、リーフレットの見直し</u> (H31.4) ・ <u>郵送による消防用設備等の点検報告の推進について</u> (H31.4.26消防予第167号)を発出

消防用設備等の点検報告率の状況

点検報告率



徐々に上昇傾向にあるが、小規模な施設を中心として点検報告率の更なる向上が必要。

	全体報告率	1,000㎡未満報告率	1,000㎡以上報告率
1980年	15.3%	11.7%	31.4%
1990年	36.6%	31.3%	57.6%
2000年	40.0%	33.7%	61.9%
2010年	40.8%	34.4%	61.7%
2015年	48.0%	41.2%	70.1%
2016年	48.2%	41.5%	69.7%
2017年	49.2%	42.2%	71.5%
2018年【平成30年】	49.8%	43.1%	71.8%

※各年とも3月31日時点の数値

点検報告の促進方策 ～点検報告様式の見直し～

「「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」の運用について」平成31年4月18日付け消防予第141号

○点検報告の様式について、報告義務者である防火対象物の関係者以外（点検者、立会者等）の押印について削除。

旧

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

（その1）

名 称			防 火 管 理 者	
所 在 地			点検実施 責 任 者	
点検種別	機器点検・総合点検・（設備等設置維持計画による点検）	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日	
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

新

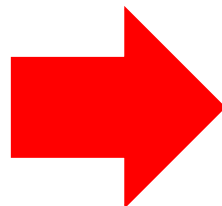
別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

（その1）

名 称			防 火 管 理 者	
所 在 地			点検実施 責 任 者	
点検種別	機器点検・総合点検・（設備等設置維持計画による点検）	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日	
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。



報告義務者以外の
押印の印を削除

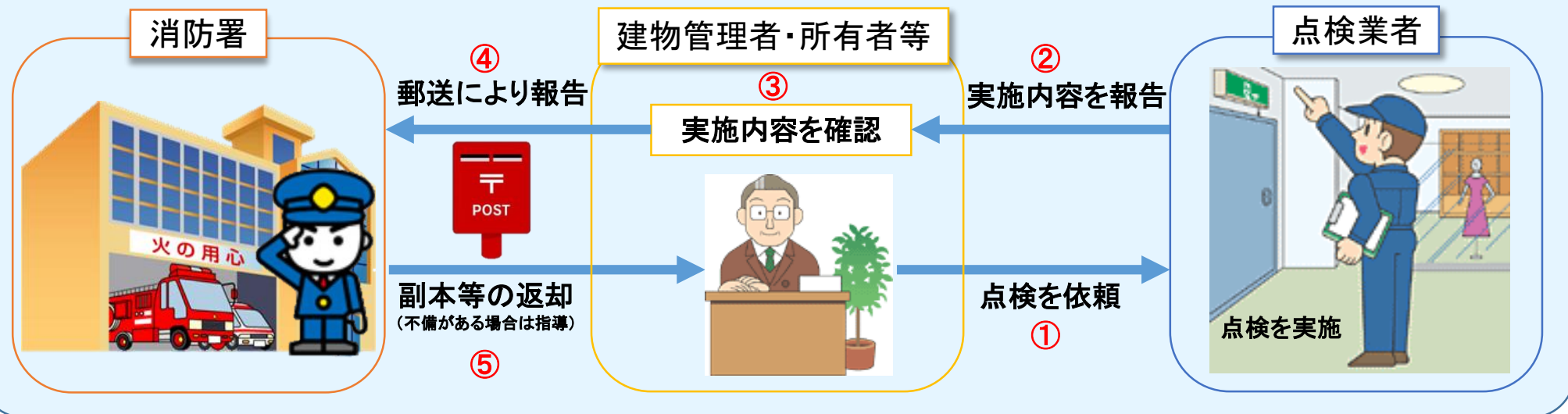
○その他、様式上記載内容が重複していた項目欄や報告時に必ずしも報告に必要な項目欄を削除するなど、合理化をはかった。

点検報告の促進方策 ～郵送による点検報告の推進～

「郵送による消防用設備等の点検報告の推進について」（平成31年4月26日付消防予第167号）

- 一定の条件を満たした防火対象物に限らず、全ての防火対象物について、郵送による点検報告を受け付けることが適当とし、郵送による点検報告時等における留意事項を示した。

郵送による報告の例



主な留意事項

- 郵送された書類に届出者の押印がない場合等、届出の形式上の要件に適合していない場合は、再度提出させる等により指導する。
- 郵送により報告された各消防用設備等の点検結果に不良内容があり、改修等の措置が記載されていない場合や改修予定時期が記載されていない場合等は、返信用封筒に指導書を同封する等により早期に改善するよう指導する。
- 郵送により報告を受けた場合におけるトラブル防止や適切な記録・管理のため、事務処理要領等を作成するとともに、留意すべき事項を広く周知するため、消防本部等のホームページを活用する。

小規模施設に対する点検報告の促進方策 ～消火器点検アプリの開発～

対象とする利用者

政令改正により新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模な飲食店等の関係者
※飲食店等以外の小規模な施設の関係者でも利用可能

対象消火器

小規模な飲食店等で一般的に設置すると考えられる消火器(粉末消火器、強化液消火器等)

※ ただし、内部点検が必要となる、製造年から5年(加圧式の消火器にあつては製造年から3年)を経過したものは、アプリによる点検の対象から除外し、専門業者への依頼又は買い替えを推奨。

主な機能と利用の流れ

- ① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録する。
- ② 初期登録した情報に基づいて、半年ごとに点検を実施し、1年ごとに報告するよう、お知らせを受けることができる。
- ③ 点検実施時、アプリ上の点検実施画面の案内に従って、消火器の不良な状態を例示した写真などを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択する。
(点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内。)
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書(消防法令に定められた様式)に反映してPDFファイルとして出力する。

小規模飲食店等
の関係者
(オーナー等)

- ①ダウンロード・建物情報等登録
- ②点検時期お知らせ機能
- ③画面に従って点検結果を入力
- ④法令様式に反映し、PDF出力



<アプリの画面イメージ>



①メニュー画面



②初期設定画面



③点検画面(イメージ)



④報告書様式のPDF出力

※本格運用に伴う主な改修内容

- ①点検等の途中でも、入力内容を一時保存できる機能を追加
- ②消火器点検パンフレット等を掲載している消防庁HPへ遷移させる機能を追加
- ③「初期設定画面」において、建物を複数登録できる機能等を追加
- ④「消火器情報登録画面」において、コピー機能、内部点検時期お知らせ機能を追加
- ⑤「消火器点検実施画面」において、写真を替え、矢印等で確認すべき部分を明示
- ⑥既に登録された情報のバックアップ機能を追加

今後の検討の進め方・論点

- ① 点検の「実施」及び「報告」が行いやすい環境を整備し、点検報告率の向上を図るために、点検支援アプリの作成や電子申請による報告等の方策を検討する。

（具体的な検討項目案）

- ・点検支援アプリの開発

消火器以外で、無資格者でもアプリにより点検方法等を支援することで、点検の実施・報告が可能であると考えられる消防用設備等について検討。

- ・電子印鑑・電子申請の環境整備

政府全体の動向を踏まえつつ、他の行政手続きにおける電子印鑑や電子申請の現状の把握や消防用設備等の点検報告におけるこれらの導入に係るニーズや課題の整理等を実施。

- ② 消防用設備を構成する機器等の経年劣化データや新たな点検機材の開発状況等を踏まえて、合理的で実現可能な点検方法の見直しを検討する。

（具体的な検討項目案）

- ・他法令の点検記録の活用

消防法に基づく点検において、建築基準法や電気事業法など、他法令に基づき行われた点検の記録を活用することを可能とすることを検討。

- ・泡消火設備における作動点検の合理化

現行基準において認められている実際に外部に泡消火薬剤を放射して作動状況を確認する方法に代えて、各機器や泡消火薬剤の異常の有無を個々に確認して行う方法により、同等レベルの点検が可能か検討。